

2020年6月19日(金曜日)

〔ファクスだより〕

『船員行政ニュース』1034 国土交通省海事局
船員政策課

引き続き受け付け中です

船員労働災害防止優良事業者認定制度に基づく

令和2年度船員労働災害防止優良事業者の募集

5月29日の「船員行政ニュース」(1031号)でお知らせした令和2年度「船員労働災害防止優良事業者」の応募締め切りが今月末に迫っていますので、再度お知らせします。

「船員労働災害防止優良事業者認定制度」とは

船員の労働災害については、発生件数、発生率ともに昭和43年から大幅に減少してきましたが、陸上の労働災害と比較すると依然として高い発生率となっています。

このような状況を踏まえ、船員災害防止対策推進の一環として、平成18年度以降、労働災害の防止に優れた成果を挙げている船舶所有者を「船員労働災害防止優良事業者(1級または2級)」として認定する制度です。

1. 募集期間

令和2年5月21日(木)～6月30日(火)

2. 事業者の認定など

優良事業者の認定については「船員災害防止モデル事業検討委員会」に報告の上、国土交通省が認定します。

認定した事業者にはステッカーを交付し、国土交通省のホームページなどで公表します。認定事業者は、自社のホームページや船員募集の際に船員職業安定業務窓口などに提出する求人票に、優良事業者である旨を記載できます。

なお、認定を受けた優良事業者には、毎年9月に実施している「船員労働安全衛生月間」を行う「船員災害防止大会」の場において優良事業者認定証の授与を行う予定です。

3. 申請方法

募集期間中に地方運輸局などの窓口にて、次の書類を提出してください。

- ① 船員労働災害防止優良事業者認定申請書
- ② 安全衛生チェックリスト

4. 認定要件

申請時以前の一定期間内(1級は5年間、2級は3年間)において、次に掲げる要件の全てに適合していること。

① 船員法および船員災害防止活動の促進に関する法律に定める規定に関して無違反であること。

② 労働災害・疾病の発生件数が基準内(3日以上の上の休業者が一定数以下であり、かつ、死亡または行方不明者がいない)であること。

※なお、1級については、認定申請時に2級の認定を受けていること。

募集要項は、国土交通省ホームページでご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4-000018.html

《本件に関するお問い合わせ先》

国土交通省海事局船員政策課労働環境対策室

TEL 03(52553)8652

FAX 03(52553)1643

または、お近くの地方運輸局などの窓口まで